

『アックス・グリーン』へゴミを自己搬入する方へ(お知らせ)

これまで『アックス・グリーン』へ直接ゴミを搬入する方には、いきいき健康推進課でゴミ搬入許可証(確認証)を交付していましたが、7月1日から、下記の地区でも交付しますのでご利用ください。

なお、いきいき健康推進課(28-5800)でも、これまでどおり発行いたします。

< 7月1日から各地区で発行します >

部落事務所	石持・蒲野沢・入口・岩屋・尻屋・尻労・小田野沢・老部・白糖
行政連絡員宅	早掛平・向野・東栄・稲崎・古野牛川・曇部・上田屋・下田屋

※ 一般家庭ごみ等は、できる限り村で指定するゴミ収集日をご利用ください。

ごみ減量につとめよう。

(本県のごみの排出量、リサイクル率は全国下位レベルです)

捨てる前に、ちゃんと確認しましょう！

リサイクルしてゴミを減らしましょう。

新聞紙、雑誌、本、段ボール、雑紙(お菓子・ティッシュの箱など)

☆ ごみを減らすことによって、焼却の時に発生する二酸化炭素を減らすことができ、地球温暖化防止にもつながります。

～ごみ減量とリサイクル率向上のために～

- ・マイバックの活用により環境にやさしい買い物に協力しましょう。
- ・生ごみの水切り、食品ロスの削減を心がけよう。
- ・スーパーなどの店頭回収等を上手に利用しよう。

不法投棄 撲滅

廃棄物処理法により、廃棄物の「不法投棄」・「野焼き」は禁止されています。

※ 「野焼き」とは、ドラム缶による焼却や、空き地、川べり等での適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却のことです。

不法投棄 や 野焼き を行った場合、

5年以下の懲役または1,000万円(法人は1億円)以下の罰金

に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。

廃棄物は適正に処理しましょう。

「不法投棄」・「野焼き」に関する通報やお問い合わせは、
むつ環境管理事務所(33-1900)へご連絡ください。

野焼き 根絶